

## 被扶養者認定に必要な書類一覧

○印：必ず提出      △印：該当する人のみ提出  
 ※ご家族の状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。

2024 (R6) 年2月1日改訂 第二版

被扶養者としていたかの状況		必ず提出する書類	必ず提出する書類のほかに、①～⑩に該当する場合に追加する書類									
			①退職した人	②雇用保険の受給が終了した人	③現在働いている人	④個人事業収入不動産収入	⑤個人事業を廃業した人	⑥公的年金受給者	⑦0歳-15歳のお子様	⑧16歳以上で在学中の方	⑨別居の人	⑩結婚
提出書類		1. 健康保険被扶養者(異動)届 2. 被扶養者認定に関する誓約書兼現況届(⑦⑧⑩は不要) 3. 所得証明書(①②⑦⑧⑩は不要) 4. 世帯の住民票  ※注1	1. 離職票1のコピー 2. 雇用保険資格喪失確認通知書(写) 3. 退職証明書 4. 社会保険資格喪失証明書	1. 直近3ヵ月分給与明細書のコピー 2. 雇用契約書のコピー	1. 確定申告書のコピー 2. 収支内訳書のコピー	個人事業の廃業届のコピー	公的年金通知書のコピー	子ども医療証のコピー  ※被扶養者認定決定後提出	有効な学生証・生徒証のコピー	振込元、振込先、金額が明示されている仕送りの証明(銀行振込書、通帳等)  ※単身赴任または就学による別居の場合は不要 ※注5	1. 婚姻受理証明書のコピー 2. 戸籍謄本のコピー  ※1・2のいずれか	1. 出生届済証明(写) 2. 配偶者の所得証明書(注6に該当の場合のみ)  ※注6
続柄			※1～4のいずれか	※注2	※1・2の両方	※1・2の両方 ※注3	※注4					
同居でなくてもよい人	配偶者	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	父 母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	子	○	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	△	○	○	○
	孫・兄弟姉妹	○	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	△	△	△	○
	祖父母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
同居が条件の人	甥・姪	○	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	○ (⑦⑧⑩は不要)	△	△	△	△
	義父母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	伯父母 叔父母	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

**留意点**

注1 住民票は、世帯主(被保険者)との続柄、住所、個人番号が記載されているもの  
 注2 雇用保険受給資格者証の両面をコピーして提出、住民票提出の要否は健保に指示を貰う  
 注3 税務署の受付印または受付番号が記載された確定申告書のコピー及び収支内訳書のコピー  
 注4 税務署の受付印が押印された廃業届書のコピー  
 注5 直近3ヵ月分銀行振込通知書、通帳の該当部分等送金事実の証拠となるもの  
 ※現金を手渡しする方法では仕送りの事実を客観的に証明できないため、認められません  
 注6 夫婦共働きて、第一子の扶養を申請する場合、配偶者の所得証明書証明も提出してください。  
 第二子以降は、原則第一子を扶養する保険者の扶養としますが、夫婦の収入に大幅な変動があった場合は、該当者の兄弟を含めて見直しを行います。

**重要**

1) 申請にあたり記載事項の要件を満たした住民票の添付が無い場合、書類の受付は行いますが法律の定めにより「住民票の確認が必須」のため審査は出来ませんのでご承知おきください。

2) 申請は、事実の発生から**5日以内**に行ってください。「出生」以外の認定申請で届出が遅れた場合、**理由の如何に関わらず扶養認定日の遡及処理は行いません**。被扶養者の退職に伴う申請などで、必要書類(離職票など)の入手に時間がかかりそうな場合は、まず「被扶養者異動届」を作成・提出して健保宛ご相談ください。